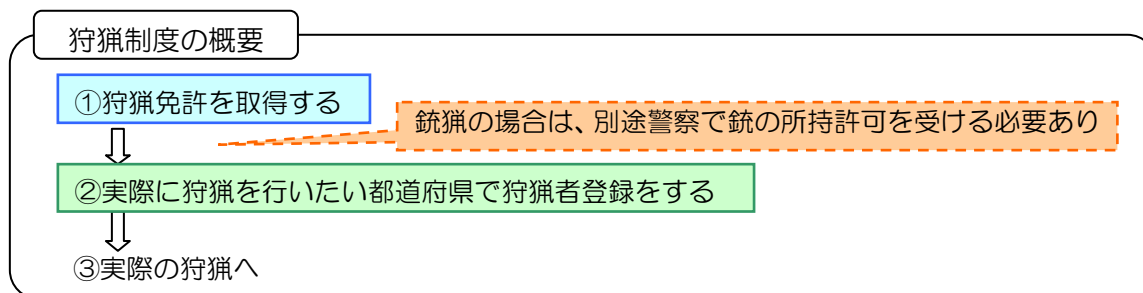


■狩猟ができるまで

～初心者が狩猟するには 北海道の場合～



1 狩猟免許とは

(1) 概要

狩猟免許は4種類に分かれており、狩猟を行うには猟法に応じた狩猟免許が必要です。

①網猟 ②わな猟 ③第1種銃猟（装薬銃及び空気銃） ④第2種銃猟（空気銃のみ）

狩猟免許の有効期間は3年間であり、更新をして継続することができます。

(2) 受験資格

北海道内に住所がある、網猟及びわな猟にあっては満18歳以上、第1種銃猟及び第2種銃猟にあっては満20歳以上の方のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で規定する欠格事由（精神障がいなど）に該当しない方。

(3) 手続き

試験実施地の各（総合）振興局の環境生活課で狩猟免許試験の申請を行ってください。

申請には狩猟免許申請書、医師の診断書などの書類と手数料が必要です。

*試験日時や試験場所、提出書類等の詳細は、ホームページをご確認ください。（アドレスは次頁下欄）

(4) 試験内容

①知識試験：法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護管理に関する知識（筆記試験）

②適性試験：視力、聴力、運動能力

③技能試験：猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測（銃猟のみ）、猟具の判別（網猟・わな猟のみ）等

2 狩猟者登録とは

(1) 概要

狩猟を行うためには、狩猟を行いたい場所を管轄している都道府県知事に対し、狩猟者登録の申請をする必要があります。（狩猟免許を取得しても、狩猟者登録を行わなければ実際に狩猟を行うことはできません。）

狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録は狩猟を行いたい都道府県毎に行う必要があります。

また、狩猟者登録も狩猟免許と同様に、猟法に応じて申請する必要があります。

(2) 手続き

狩猟を行いたい場所を管轄している都道府県知事に申請書等の必要書類を提出し、手数料及び狩猟税を納める必要があります。

【参考】銃の所持許可について

銃猟（第1種銃猟及び第2種銃猟）を行う場合は、狩猟免許・狩猟者登録に加えて住所地を所管する都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。

詳しくは北海道警察のホームページをご覧ください。住所を管轄する警察署または北海道警察本部保安課にご確認ください。

3 狩猟免許取得及び狩猟者登録にかかる経費について

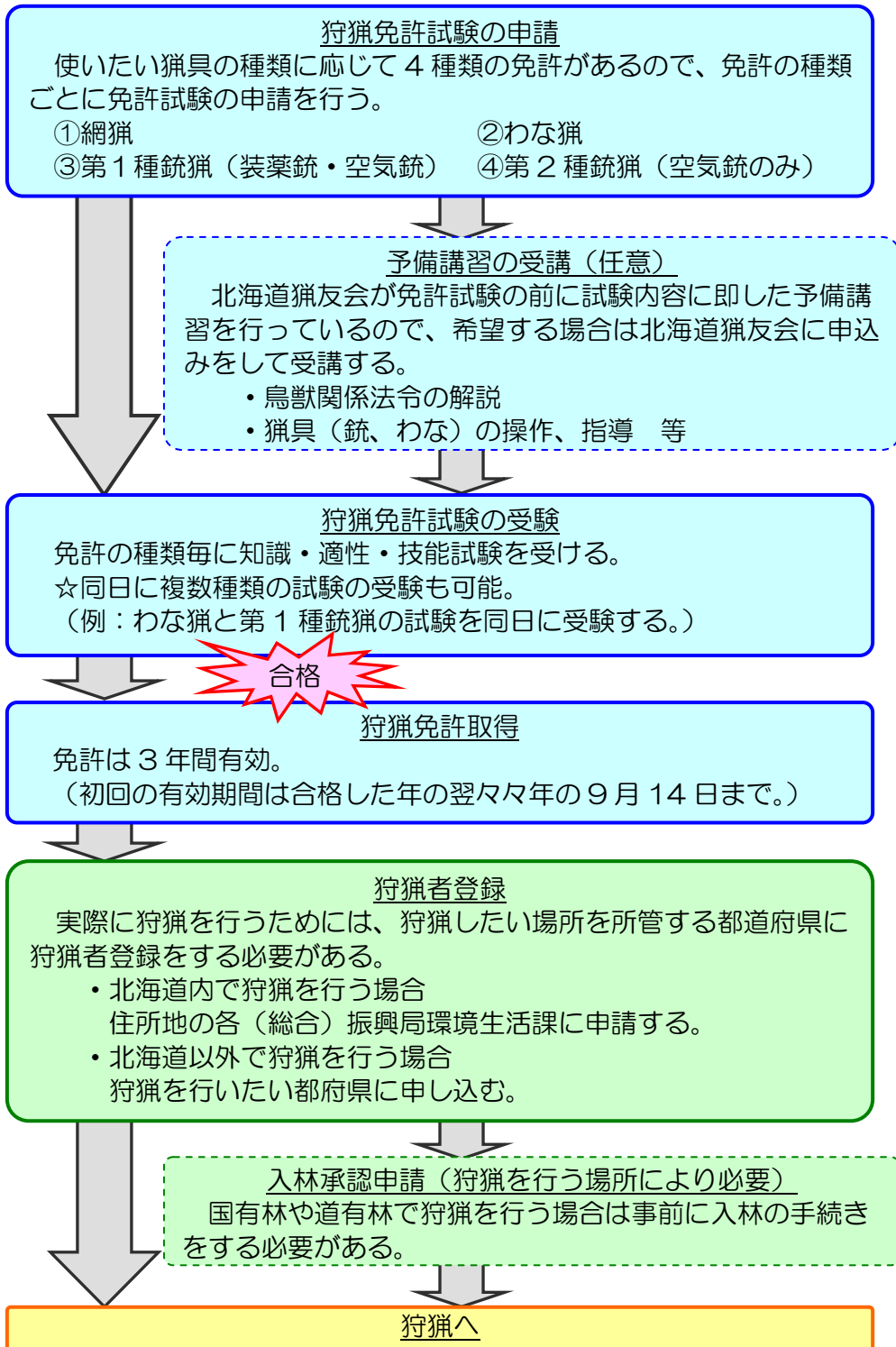
以下の費用のほか、任意ですが猟友会の会費や狩猟事故共済保険料、民間会社の損害賠償保険料などがかかります。

区分		網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟
【狩猟免許取得】					
○狩猟免許試験申請手数料	新規	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円
	一部免除※1	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
【狩猟者登録】（狩猟を行う場合は毎年度必要）					
○狩猟者登録手数料		1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
○狩猟税	一般	8,200円	8,200円	16,500円	5,500円
	所得割額免除※2	5,500円	5,500円	11,000円	5,500円

※1 既に他種の狩猟免許を所持している場合など

※2 都道府県民税の所得割額の納付が免除されている場合など

狩猟ができるまでの流れ



銃猟の場合は、別途住所地の都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要がある

<お問い合わせ先>

狩猟免許・狩猟者登録の申請に必要な添付書類、受付期間や試験会場などの詳細は北海道のホームページをご覧ください。北海道環境生活部環境局生物多様性保全課又は最寄りの各（総合）振興局環境生活課にお問い合わせください。

○北海道（生物多様性保全課）ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.htm>

○電話番号

代表：011-231-4111（内線：24-393）